

来週の月曜(15日)に生活アンケートがあります。アンケート調査が形骸化しないよう、以下のことに気をつけて調査を行うこととします。

併せて、その結果については、生徒指導担当(森先生)がとりまとめ、管理職へ報告するものとします。当該アンケートは、担任業務の中で優先順位が高いものです。

「心のアンケート」(年に1回)からの情報だけでは、対応が遅れること及び日常的な観察やアンケート等の未然防止策を重視する観点から実施するものです。

このようなことから、次のことを特に留意します

- 1 担任は、その日のうちに結果を集約し、課題がないか確認する。(欠席者は別日)
- 2 児童の困り感が感じられる回答には迅速に対応し、事実確認をする。(教育相談含)
- 3 課題解決(個や全体)を行い、結果を管理職に報告するとともに、記録に残す。
- 4 必要に応じ、校内委員会を開催するとともに、全職員で共通理解及び実践に努める。
- 5 保護者や関係機関との連携を図り、早期解決に資する。
- 6 アンケート結果は、6年間保管する。(データ可)



また、生徒指導担当から教頭が得た情報は、年間を通じ構築し、一時的な解決にとどまることなく、常に全職員で進捗状況を見届けることとする。

《 構築したデータから見えるもの 》

- ① 連続して「該当ある」と回答している児童はいませんか。
- ② 授業が楽しくない(別アンケート)のアンケートと関連していませんか。
- ③ 家庭で生活習慣が原因になっている児童はいませんか。(睡眠時間、食事)

## いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第3条

### (基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### (いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。